自立支援医療(精神通院医療)のご案内

1 自立支援医療(精神通院医療)とは?

精神障害者が必要な治療を継続して受けられるよう、通院による医療費を軽減できる公費負担医療制度です。

2 対象者

精神疾患のため通院による精神科医療(てんかん・認知症を含む)を継続的に必要とされる 浜松市民(住民登録されていない場合でも、居住地が浜松市である方)

- ※ 知的障害者更生施設・障害児施設等に入所している方は、入所前の居住地の市町村窓口で の申請となります。
- ※ 精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

3 内容

<対 象 医 療> 精神障がい及び精神障がいに起因して生じた病態に対する通院医療

<受給期間> 1年以内(継続して利用する場合は、毎年申請が必要です。)

<自己負担額> 原則として、一律1割

(本人の収入や世帯(※1)の所得(※2)に応じ所得区分を設定し、さらに疾病等の状況が「高額治療継続者(重度かつ継続)(※3)に該当する方は、毎月の自己負担上限額を設定することができます。)

- ※1 世帯とは…住民票上の家族ではなく、同じ健康保険に加入している家族
- ※2 所得とは…

国民健康保険又は後期高齢医療保険の場合・・・加入している家族全員の所得

ヒ 記 以 外 の 場 合・・・被保険者本人の所得

※3 高額治療継続者(重度かつ継続)該当者とは… 継続的な通院治療が必要で、相当額の医療費がかかる方 (該当するかどうかは症状によって異なりますので、通院先の医療機関にお尋ねください。)

所得区分と自己負担上限額

世帯区分			自己負担上限額	
市民税非課税	生活保護	生活保護世帯	負担 0円	
	低所得1	本人の収入額≦80万円	負担上限額	2,500円
	低所得2	本人の収入額>80万円	負担上限額	5,000円
市民税課税	中間所得1	市民税所得割額<3万3千円	医療保険の	負担上限額 高 5,000円
	中間所得2	市民税所得割額 3万3千円以上23万5千円未満	自己負担限度額	高額治療継続該当者5,000円負担上限額 10,000円10,000円(経過措置として)20,000円
	一定所得以上	市民税所得割額≧23万5千円		を (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)

4 利用できる医療機関について

利用できる医療機関は、各都道府県・政令指定都市の自立支援医療機関の指定を受けている病院(診療所)、薬局、訪問看護事業所です。その中からご自分で選択し、受給者証に掲載されている医療機関で利用してください。指定を受けている医療機関かどうかは、医療機関へご確認ください。浜松市内の医療機関の場合は、浜松市ホームページでも確認できます。

5 申請手続

自立支援医療は、原則、受診者本人(本人が18歳未満の場合はその保護者)の申請となります。精神障害者保健福祉手帳と併せて申請することもできます。

手続きの際、必要書類をご提示いただけない場合や必要な手続きを行っていただいていない場合は、制度の適用を受けられないことがありますので、ご注意ください。

申請は、福祉事業所社会福祉課にある申請書に次の書類等を添えて提出してください。

1 診断書(自立支援医療(精神通院)用)

指定自立支援医療機関において精神障がいの診断又は治療に従事する医師によって作成されたもの

※精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合は、手帳用の診断書を利用してください。

2 健康保険証又は生活保護決定通知書

※国民健康保険又は後期高齢医療保険の場合:加入している家族全員の保険証 上記以外の場合:受診者本人の氏名が記載されている保険証

3「世帯」の市民税が非課税世帯の場合は、収入(年金・手当等)状況がわかるもの

※上記以外に、マイナンバーカード及び身元確認書類と印鑑(スタンプ印不可。)をご用意ください。

(以下は、当年1月1日に浜松市に住所がなかった方のみ必要です。)

- 世帯の収入と課税状況が確認できる書類(※)(下記のうちいずれかをご用意ください。)
 - 市民税課税証明書又は市民税・県民税特別徴収税額の通知書
 - 年金振込通知書等(年金振込額がわかるもの)
- ※ 国民健康保険または後期高齢医療保険の場合・・・加入している家族全員のもの 上 記 以 外 の 場 合・・・保険証に記載の被保険者本人のもの

6 受給者証等の交付

提出された申請書類により、自立支援医療(精神通院)の受給判定を行います。認定された場合は、郵便にて受給者証(自己負担上限額が設定された方は、自己負担上限額管理票を同封)を送付します。受給者証及び自己負担上限額管理票は受診時に必ず医療機関へ提示してください。非該当となった方には、非該当通知を送付します。

7 その他

乳幼児医療費助成制度又は小・中学生医療費助成制度のいずれか及び自立支援医療の両制度が利用できる医療を受ける場合、医療機関の窓口で「自立支援医療」を利用し、後日、福祉事業所社会福祉課で手続きをすることで、医療機関の窓口で支払った自己負担金額が全額還付(登録した口座に振込み)されます。手続きには受診時の領収証が必要となります。手続きの詳細は、福祉事業所社会福祉課にお問合せください。

また、重度心身障害者医療及び自立支援医療の両制度を利用できる医療を受ける場合には、医療機関の窓口で「自立支援医療受給者証」と「重度心身障害者医療費受給者証」の両方を提示してください。詳しくは福祉事業所社会福祉課にお問い合わせください。

8 提出先・問合せ先:福祉事業所 社会福祉課

中央福祉事業所	中央区役所内	73	457-2057
	東行政センター内	7	424-0176
	西行政センター内	7	597-1159
	南行政センター内	7	425-1485
浜名福祉事業所	浜名区役所内	7	585-1697
	北行政センター内	73	523-2898
天竜福祉事業所	天竜区役所内	73	922-0024